

協議第17号

企画財政関係事業について（その2）

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

企画財政関係事業について

- 1 広報紙の製作・発行は熊本市の例に統一する。

平成21年 4月28日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	3 広報広聴関係事業	小項目名	01 広報紙
協議内容	広報紙の形態や配布方法が熊本市と城南町では異なっているため、その取り扱いをどのようにするのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	製作・発行は熊本市の例に統一する。		

## 制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町												
市 町 別 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報担当者 兼任 6 名</li> <li>2. 広報編集 記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員が行い、印刷業者がその指示に基づき編集調整する。またイラスト等の作成は印刷業者に依頼。</li> <li>3. 印刷業者選定 指名競争入札</li> <li>4. 広報紙配布方法 (平成 20 年 4 月配布分から) 業者による宅配を行う。配布漏れにはフリーダイヤルにより受け付け、対応する。総合支所、市民センター、保健福祉センターなどでも配布。</li> <li>5. 発行回数 年 12 回 (毎月 1 日発行)</li> <li>6. ページ数 24 ページ～28 ページ A4 判 (カラー) 平成 20 年 5 月号から</li> <li>7. 発行部数 278,400 部 (H20.4.1 現在)</li> <li>8. 市ホームページ掲載 PDF 形式で掲載</li> <li>9. 取材用カメラ デジタルカメラ等を使用</li> </ol> <p>(印刷費)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">142,648 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">144,517 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">147,087 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	142,648 千円	平成 18 年度決算	144,517 千円	平成 19 年度決算	147,087 千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報担当者 兼任 1 名</li> <li>2. 広報編集 業者委託 (記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員)</li> <li>3. 印刷業者選定 (平成 19 年度) 選定した印刷業者 (5 社程度) からページ単価 (1 色・カラー) の見積を徴収し、標準ページ数 (1 色 14 ページ・カラー 6 ページの計 20 ページ) の合計金額により、その最低金額業者と年度契約を行った。</li> <li>4. 広報配布方法 印刷業者が行政区ごとに仕分けして役場に納品後、その週の文書配布により各嘱託員に配送している。その他郵送分については、担当職員が発送事務を行う。</li> <li>5. 発行回数 年 12 回 (月末もしくは月初めの木曜日に発行)</li> <li>6. ページ数 平均 24 ページ (平成 19 年度実績) 表裏と中身の一部：カラー 中身の一部：1 色</li> <li>7. 発行部数 6,700 部 (H20.1.31 現在)</li> <li>8. 町ホームページ掲載 広報紙を PDF 形式で掲載</li> <li>9. 取材用カメラ 一眼レフデジタルカメラ等</li> <li>10. 広報編集委員規則 5 名以内 (任期 3 年)</li> </ol> <p>(印刷製本費)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">3,043 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">3,187 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">3,600 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	3,043 千円	平成 18 年度決算	3,187 千円	平成 19 年度決算	3,600 千円
平成 17 年度決算	142,648 千円													
平成 18 年度決算	144,517 千円													
平成 19 年度決算	147,087 千円													
平成 17 年度決算	3,043 千円													
平成 18 年度決算	3,187 千円													
平成 19 年度決算	3,600 千円													
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙の配布方法や形態が熊本市と城南町では異なり、他の部署も関わるため、調整が必要と思われる。</li> <li>・ 城南町においては広報編集員規則があるが、熊本市においては制度がない。</li> </ul>													